

平成27年西東京市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 日 時 平成27年1月27日（火）
開会 午後3時06分 閉会 午後4時30分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
教 育 長 江 藤 巧
- 5 出席職員 教 育 部 長 櫻 井 勉
教 育 部 特 命 担 当 部 長 坂 本 眞 実
教 育 企 画 課 長 早 川 礼 成
学 校 運 営 課 長 宮 坂 哲 史
教 育 指 導 課 長 田 中 稔
教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 内 田 辰 彦
指 導 主 事 宮 本 尚 登
教 育 支 援 課 長 渡 部 昭 司
教育部副参与兼社会教育課長 山 本 一 彦
公 民 館 長 田 中 政 治
図 書 館 長 奈 良 登喜江
- 6 事務局 教 育 企 画 課 課 長 補 佐 岡 本 範 子
教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 長 倉 本 直 子
- 7 傍 聴 人 5人

平成27年西東京市教育委員会第1回定例会議事日程

日 時 平成27年1月27日（火） 午後3時から
場 所 防災センター6階 講座室2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第1号 西東京市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（申出）
- 第 3 議案第2号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）
- 第 4 議案第3号 西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例（申出）
- 第 5 議案第4号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 6 議案第5号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 7 議案第6号 西東京市公立学校職員の処分の内申について
- 第 8 議案第7号 平成27年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更についての専決処分について
- 第 9 報 告 事 項
 - (1) 西東京市立学校統合協議会提言書
 - (2) 児童生徒数・学級数の状況について
 - (3) 今後の社会教育行政の運営体制について（提言）
 - (4) 平成26年度成人式実施報告
- 第10 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成27年第 1 回定例会
(1 月 27 日)

午 後 3 時 06 分 開 会

議事の経過

○竹尾委員長 ただいまから平成27年西東京市教育委員会第1回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は森本委員にお願いいたします。

○竹尾委員長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと思います。

日程第7 議案第6号 西東京市公立学校職員の処分の内申については、個人情報に関する案件でございます。西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会として、日程第10 その他の後に開催したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹尾委員長 御異議ないようでございますので、ただいまの案件については秘密会で取り扱うことと決定いたしました。

○竹尾委員長 続きまして、日程第3 議案第2号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）及び日程第5 議案第4号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則は、ひばりが丘公民館について一体的な管理運営をする案件ですので、一括して審議いたしたいと思います。

また、日程第4 議案第3号 西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例（申出）及び日程第6 議案第5号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則は、中央図書館新町分室の廃止に関する案件ですので、一括して審議いたしたいと思います。

それでは日程第2 議案第1号 西東京市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（申出）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第1号 西東京市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（申出）の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、本年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、規定を改める必要が生じたことにより、市長に申し出る必要があるため、本定例会に提案するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○早川教育企画課長 議案第1号 西東京市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（申出）について、教育長に補足して説明申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、西東京市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書を1枚おめくりいただいて、A4横長の新旧対照表を御覧ください。表の右側が現行、左側が改正案となっております。

表の左側を御覧ください。まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正後の新

法第3条によりまして、教育委員会は教育長及び委員をもって組織することとされ、教育長は教育委員会の構成員であるが委員ではないとされました。この法改正に伴い、教育委員会の構成を明らかにするため、条例の内容を従前の委員の定数を定める条例から、委員会の組織に関する条例とすることとし、題名を西東京市教育委員会の組織に関する条例と改めるものでございます。

また、本則の文章は、改正後の法律の条文の言い回しに倣い、「委員の定数を6人とする。」とあるものを、「教育長及び5人の委員をもって組織する。」と改めるものでございます。

次に、この条例の施行日でございます。条例の施行日は、改正法律の施行日である平成27年4月1日としております。また、法律の改正の附則第2条により、旧教育長に関する経過措置が規定されており、旧教育長は教育委員会の委員としての任期中に限り、なお、従前の例により在職するものとされておりますので、この議案の附則にも、それに沿って、旧教育長が在職する間は、改正前の条例がその効力を有することを定めるものでございます。

私からの補足説明は以上でございます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論なしと認めます。

これより議案第1号 西東京市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（申出）を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○竹尾委員長 日程第3 議案第2号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）及び日程第5 議案第4号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第2号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）、議案第4号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の提案理由を一括して説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市ひばりが丘公民館の一体的な管理運営に伴い、設置条例及び設置条例施行規則の変更をするための改正でございます。

詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○田中公民館長兼事業係長 議案第2号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）について、教育長に補足して説明いたします。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧ください。

右側が現行、左側が改正案でございます。現行の第5条第2項「分館に分館長を置く」を「分館に分館長を置くことができる」に改めるものでございます。

この条例の施行日は、「平成27年8月1日から施行する。」としております。

これまで、公共施設の適正配置等を推進するための実行計画では、中央館である柳沢公民館の企画調整力の不足が課題として指摘されておりました。この企画調整力の向上を図るためには、社会教育課、図書館、公民館及び関連施設、学校開放運営協議会ですとかコミュニティーセンター、社会福祉協議会等のネットワークをつくり上げ、充実させること、また、各公民館との調整を密にとることができる体制が必要であると考えたところでございます。

これに伴い、職員を増員したいと考えたところでございますが、市全体の職員数を視野に入れ、市内の公民館6館の状況を改めて検証したところ、地理的に近接しているひばりが丘公民館と谷戸公民館のどちらかから分館長を引き上げ、その人員を中央館である柳沢公民館に充てるため、ひばりが丘公民館の分館長を引き上げ、その人員を中央館に置くものとしたものでございます。

ひばりが丘公民館は、4名の専門員スタッフとともに今後も公民館機能を引き続き維持し、中央館である柳沢公民館が、維持管理面等の庶務的業務を全面的に担うこととなりますが、これまでのサービスを低下させないよう、公民館全体のバックアップ体制を図ってまいります。

改めて申し上げますと、ひばりが丘公民館の分館長が不在となりますが、事業、サービスの面からも、これまでどおり提携を図っていくため、今までの公民館機能には変更ございません。

また、利用者等への周知を十分に図る必要があるため、施行日を平成27年4月1日付ではなく8月1日付としたものでございます。

このことにより、中央館の柳沢公民館の企画調整力の向上が図られ、懸案であった全館の効率的、一体的な運営が行われ、社会教育における本来的な地域づくりに取り組む体制が整備され、今後の西東京市における社会教育の発展に結びつくものと考えております。

以上、提案理由の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第4号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正す規則について、教育長に補足して説明いたします。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧ください。

右側が現行、左側が改正案でございます。第5条第1項では、先ほど議案第2号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）の補足説明でも説明したように、ひばりが丘公民館の一体的な管理運営に伴い、当該公民館の管理運営に関する面を、中央館である柳沢公民館が全面的に担うことになるため、新たに、第8号として所掌事務の規定を整備するものでございます。また、現行の同条同項第8号を第9号と改め、規定の文言整理を行うものでございます。

以上、提案理由の補足説明とさせていただきます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○森本委員 1点確認なんですけれども、ひばりが丘のほうから分館長が引き上げられるということで、専門員さんのみになってしまうということなんですけれども、利用者とか近隣の方から、いわゆる非常時の際の責任とかがとても不安とかいう御意見を伺うんですけれども、その点については、何か非常事態があった場合には、どこからどなたがいらっしゃるとかと

というようなことは、もうちゃんと決められていることなんでしょうか。

○田中公民館長兼事業係長 公民館の内部で、そこら辺のことにつきましては、中央館である柳沢公民館のほうからサポートをしていくですとか、危機管理に対するマニュアルにつきましては、今現在もどうあるべきかということで、現在検討中でございます。これからにつきましては、利用者の方に丁寧に説明していきたいなというように思っております。

○森本委員 あと、中央館のほうを強化するために、要は2人体制ということに、いわゆる中央館のトップが2人体制になるというふうに考えてよろしいですか。そういうことではないんですか。

○田中公民館長兼事業係長 公民館長、それから事業係長等で運営していくということでございます。また、ひばりが丘公民館に対する調整能力を持つ職員を充てていきたいというように思っております。

○竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○森本委員 中央館のほうを強化するというので、新しくいろいろなことをやっていかれるということなので、多分これから変わっていかれることだと思うんですけども、まだまだ利用者の中には、その辺がちょっと十分伝わっていない方もたくさんいらっしゃるようなので、今回、施行を8月まで延ばされるということでしたので、できるだけそれまでの間に、また丁寧な説明を繰り返していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

また同時に、強化した結果、こういうことができたとかという、いわゆるこうしたことでこんなこともできましたというような報告とかがあれば、こういう企画が、今までできなかったことができるようになったですとか、そういうことを報告していただけるといいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○高橋委員 そうしますと、ちょっと確認させていただきたいんですが、ひばりが丘公民館には分館長をずっと置かないような、将来的にもずっと置かないかどうかということはどう決まっていますか。

○田中公民館長兼事業係長 ひばりが丘公民館のほうにつきましては、分館長は不在となるということです。

○高橋委員 当分の間はということですかね。将来的には置くようになる可能性もあると。

○田中公民館長兼事業係長 こちらにつきましては、将来的にも公共施設の適正配置の関係もございまして、不在という形になると思います。

○高橋委員 わかりました。ありがとうございます。

○竹尾委員長 ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

これより議案第2号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○竹尾委員長 日程第4 議案第3号 西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例（申出）及び議案第5号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第3号 西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例（申出）及び議案第5号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の提案理由を一括して説明申し上げます。

本議案につきましては、本年10月1日をもって、中央図書館新町分室を廃止することに伴い、規定から中央図書館新町分室の項を削除する必要があることにより、本定例会に提案するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○奈良図書館長 議案第3号 西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例（申出）及び日程第6 議案第5号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、教育長に補足して説明申し上げます。

西東京市では、合併により重複した公共施設の適正化を図るため、平成16年から検討を重ねてまいりました。図書館につきましては、インターネットを活用した情報ネットワークを他市に先駆け構築して、市民サービスの向上を図るなど、図書館の有効的な利用方法を推進し、運営の効率化を図ってまいりました。

新町分室の利用状況に関しましても、予約資料の受け取り利用が大変多くなり、従来からの書籍を置いて貸し出す利用状況が変化してまいりました。この状況に対応したサービスの提供について検討を進め、その結果、新町分室を東伏見ふれあいプラザと同様のサービス内容に変更し、また、高齢者支援課と協議し、窓口業務に関しましては、新町福祉会館が行うことになりました。

改正の内容について説明申し上げます。恐れ入りますが、1枚おめくりください。

西東京市図書館設置条例新旧対照表を御覧ください。現行では、別表の区分及び位置に記載されている西東京市中央図書館新町分室について、改正案では削除をしております。

恐れ入りますが、議案第5号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則を御覧ください。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧ください。現行では、第3条、開館時間及び第4条、休館日、恐れ入りますが、1枚おめくりください、第19条、事務分掌に記載されている新町分室に関する事項について、改正案では全て削除し、整理をしたものでございます。

施行日としましては、本年10月1日としております。

私からの説明は以上です。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○森本委員 今のお話ですと、新町分室がなくなるかわりに福祉会館のほうで貸し出し業務と

かもやっていただけるということなんですけれども、そういうような広報みたいなものというのは、どこの部分でやっていただけるのでしょうか。

- 奈良図書館長 こちらのほうの議案が決定しまして、新年度予算が可決した後、市のホームページ、図書館のホームページ、市報、図書館だよりなど、あと、チラシや館内掲示などで周知を図ります。

- 竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。——討論を終結します。

これより議案第3号 西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例（申出）を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

-
- 竹尾委員長 日程第8 議案第7号 平成27年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更についての専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 江藤教育長 議案第7号 平成27年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更についての専決処分についての提案理由を説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号並びに学校教育法附則第9条に基づき、平成26年西東京市教育委員会第7回定例会におきまして採決されました、平成27年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書のうち、文部科学省からの通知により、品切れ等により供給不能となる図書が判明し、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため専決処分をいたしましたので、承認を得るため本定例会に報告するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 議案第7号 平成27年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更についての専決処分について、教育長に補足して説明申し上げます。

特別支援学級では、児童・生徒の発達段階や障害の程度等の必要に応じて、検定を経た教科書以外の一般図書を使用することができます。この一般図書につきまして、平成26年12月16日付で東京都教育委員会から、平成27年度使用教科書の需要報告がなされた一般図書のうち、絶版、在庫不足等により、その供給に応じられない旨が、文部科学省初等中等教育局教科書課から通知があり、該当する一般図書について、平成26年12月22日までに変更し、報告するよう依頼がありました。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、お手元の専決処分書を御覧ください。順に説明申し上げます。

まず、田無小学校わかば、知的タイプA学級の第6学年2名分の生活課教科用図書、学研「あそびのおうさまずかん3 あそび」につきましては、絶版のため、同社「あそびのおうさまずかん12 リサイクル工作」に変更いたしました。こちらの本は、遊び方の紹介だけでなく、遊びの注意もあり、安全指導的な内容にも踏み込んだ指導ができるものになっております。

次に、下の段、田無第一中学校I組、知的タイプと自閉タイプの両学級の第1学年の6名分の社会科教科用図書、成美堂出版「調べ学習に役立つ日本の地図」につきましても、絶版のため、帝国書院「中学校社会科地図」に変更いたしました。こちらの本は、中学校の通常の学級で地図として使用しているものでございます。

裏面に参ります。

一番上の段、田無第一中学校I組、知的タイプと自閉タイプの両学級の第2学年4名使用分の社会科教科用図書、永岡書店「どんどん知りたくなる！ こども世界地図」につきましては、絶版のため、帝国書院「中学校社会科地図」に変更いたしました。こちらも中学校の通常の学級で地図として使用しているものでございます。

同じく、田無第一中学校I組、知的タイプと自閉タイプの両学級の第3学年15名使用分の英語科教科用図書、教学研究社「絵を見て学ぶ こどもの英語Ⅱ」につきましては、倒産による供給不能のため、創英社「New ABC of ENGLISH 会話編新装改訂新版」に変更いたしました。この本は、日常生活で使われる英語表現がわかりやすく示されているものでございます。

続きまして、保谷中学校のびる学級、知的タイプと自閉タイプの両学級の第2学年12名分、社会科教科用図書、成美堂出版「調べ学習に役立つ日本の地図」につきましても、絶版のため、学研「中学地理をひとつひとつわかりやすく」に変更いたしました。この本は、中学校で学習する地理の基礎的な内容についてわかりやすく示したものでございます。

最後に、保谷中学校のびる学級、知的タイプの学級第3学年15名分の社会科教科用図書、育成会「自立生活ハンドブック9 あたらしいほうりつの本（2012改訂版）」につきましては、倒産による供給不能のため、東洋館「くらしに役立つ社会」に変更いたしました。こちらは、身近な題材をもとに社会の決まりや仕組みについて関心や理解を深められる内容になっているものでございます。

なお、本件につきましては、平成26年12月16日に東京都教育委員会から通知があり、同年12月22日までに報告するよう依頼がありました関係で専決処分をさせていただきました。

補足の説明は以上でございます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第7号 平成27年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更についての専決処分についてを採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○竹尾委員長 日程第9 報告事項に移ります。質疑は後ほど一括して行いますので、順次説明をお願いしたいと思います。

(1) 西東京市立学校統合協議会提言書について。

○早川教育企画課長 西東京市立学校統合協議会提言書について、説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

本協議会は、平成27年4月1日をもって西東京市立泉小学校及び西東京市立住吉小学校を統合するに当たり、統合校の将来像、統合後の学校の名称等及び泉小学校の歴史の保存について意見交換をするために設置した、両校の保護者、地域関係者及び校長等により構成された協議会でございます。

本提言書は、7回にわたり協議会の委員の皆様にご検討いただいた結果を提言として取りまとめたものでございます。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。3ページに続いて4ページを御覧ください、4ページの一番上、1、統合校の将来像について、続いて7ページを御覧ください、7ページの一番上、2、統合後の学校の名称等の方向性について、続いて9ページを御覧ください、一番上、3、歴史の保存についてと記載しております内容をまとめたものが3ページでございます。

3ページ、提言の1、統合校の将来像につきましては、「子どもが主人公」を目指して、一人ひとりを大切に作る学校であるとともに、学校と保護者・地域とが一体となって子どもたちを育てていく、地域に開かれた特色のある学校を目指していくことを提言としていただいております。

また、提言の2として、統合後の学校の名称等につきましては、統合後の学校の名称は、西東京市立住吉小学校とし、校歌、校章等については住吉小学校のものとするとともに、泉小学校の児童が現に使用している校帽など、泉小学校のよき伝統が、住吉小学校において継承されていくものという提言をいただいております。

続いて、提言の3、泉小学校の歴史の保存につきましては、メモリアルルームなど、誰もが見ることのできる場所を住吉小学校に設置し、泉小学校として残したいものを保存していくことを提言としていただいております。

これら御意見としていただいた具体的な内容につきましては、先ほどの4ページから9ページにまとめられておりますので、後ほど御確認ください。

また、協議会の会議においては、統合する2校の校風、伝統を上手に融合し、子どもたちが明るく、楽しく、賢く、生き生きと学校生活を送り、卒業後にこの学校で学べてよかったと振り返ることができる学校づくりをしていくことや、地域において、学校、保護者、地域が一体となって子どもたちを育てる中で、地域の力を醸成し、地域にとっても希望に満ちた学校をつくり出していくことを望むという御意見もいただいております。統合を契機として、改めて、学校、保護者、地域のそれぞれが自らの役割に基づきながら協力をし、児童の教育環境

の向上に向けて取り組んでいくことの重要性を認識したところでございます。

なお、この協議会で、ワークシートなどを用いて委員の皆様からいただいた具体的な意見等につきましては、13ページを御覧ください、この13ページ以降、29ページまでにおきまして、提言の中で資料としてまとめておりますので、後ほど御確認ください。

私からの説明は以上でございます。

○竹尾委員長 続きまして、(2) 児童生徒数・学級数の状況についてを議題といたします。

○早川教育企画課長 それでは、続きまして平成27年1月8日現在の児童生徒数について報告させていただきます。

資料の児童生徒数・学級数の状況表を御覧ください。表面が小学校で裏面は中学校となっております。

まず、表面のA(通常学級)の表、一番上の表を御覧ください。合計欄の右下の部分でございます。小学校19校で児童数は9,161名でございます。児童数は、昨年の4月当初から比べますと5名の減となっており、前回報告いたしました昨年9月と比較いたしますと12名の増となっております。また、昨年の同時期の1月対比で見ますと5名の増となっております。

その内訳でございますが、昨年の1月と比べて児童数が増えている学校、減っている学校がございます。増えている学校としましては、向台小学校が66名、保谷小学校が32名、本町小学校が17名、中原小学校が15名、ほかに増えている学校が5校ございます。逆に児童数が減っている学校でございますが、泉小学校が34名、谷戸小学校が31名、けやき小学校が26名、碧山小学校が23名減っておりまして、そのほか6校が昨年の1月対比で児童数が減っております。

裏面を御覧ください。中学校生徒数でございます。

1月8日現在で、通常学級の生徒数合計が3,968名でございます。昨年の4月との対比では23名の増となっており、昨年9月と比較いたしますと8名の増でございます。また、昨年の同時期の1月対比で見ますと18名の増となっております。

学校別に見ますと、昨年の1月と比べて生徒数が増えている中学校でございますが、田無第一中学校が52名、田無第二中学校が20名、保谷中学校が5名の増となっております。一方、生徒数が減っている中学校は、田無第四中学校が24名、ひばりが丘中学校が12名、田無第三中学校が9名、青嵐中学校が6名、柳沢中学校が5名、明保中学校が3名の減となっております。

全体を通しまして、児童生徒数の増減は各学校地域によりまして、また年度によりましてもばらつきがあり、各学校の増減の状況は年度当初の4月と同様という状況でございます。

報告は以上でございます。

○竹尾委員長 続きまして、(3) 今後の社会教育行政の運営体制について(提言)を議題といたします。

○山本教育部副参与兼社会教育課長 報告事項(3) 今後の社会教育行政の運営体制について(提言)につきまして、報告申し上げます。

社会教育法第17条に基づき、平成26年4月21日に西東京市教育委員会から依頼を受けまし

た提言について、社会教育委員の会議では定例会及び自主的な検討会をこの間重ねてまいりましたが、提言がまとまりましたので、本年1月6日に教育長に提出をさせていただいたものでございます。

お手元の資料を御覧ください。

資料を1枚おめくりください。目次では、はじめに、1、今後の社会教育行政に求められるもの、2、今後の施策の方向、3、今後の社会教育行政の運営体制について、おわりに、の構成となっております。

1ページを御覧ください。はじめの部分につきましては、平成26年3月に策定された西東京市生涯学習推進指針は、これからの西東京市における生涯学習の方向性として、「市民の学びと行動の循環を促進する『循環型の地域学習社会』を目指し、学習を媒介として生まれる人々のつながりによって進められる地域づくりを推進する」との考え方を提示しております。西東京市社会教育委員の会議では、循環型社会の構築に向けて、今後の社会教育行政に市民から求められる観点や内容を整理するとともに、将来像を描く上での課題と可能性について検討した結果、社会教育行政の運営整備について提言した旨、記載をしております。

2ページを御覧ください。1、今後の社会教育行政に求められるものー循環型地域学習社会の構築に向け、社会教育行政が果たす役割ー、西東京市の社会教育行政は、主体的な学習を進められるよう社会教育施設を基盤とした市民の学習活動や社会教育事業に重点を置いた施策を行ってきた。しかし、市民の多様な学習ニーズの充足に焦点をあて、市民の求める学びや活動をより一層的確に推進するためには、西東京市の持つ学習資源を最大限に活用し、市民にとって有益、かつ有効な支援を行うことが、今後の行政の役割としてますます重要になる。

この点から、西東京市のまちづくりの基盤となる市民主体の学習環境を整備するためには、従来の社会教育行政の機能を超えて、さまざまな人材、資源、施設、機関、団体と連携し、行政全体を通じて市民を支援する体系的な運営体制が求められる。この運営体制にあっては、多様な主体との連携・協働の推進に向け、社会教育行政を次の三つの役割を担うネットワーク型行政として再構築する必要がある。

第一は、社会教育行政担当部署内の連携・調整である。第二は、西東京市の行政全体の連携・調整である。第三は、市民の学習推進のための学習資源の探究に向けた、西東京市にある保育園や幼稚園、小中学校、高校、大学等の教育機関、企業、NPO、外部団体などとの連携・調整である。

4ページを御覧ください。今後の施策の方向、現状と課題、（1）生涯学習情報の収集・提供について、市民が主体的な学習機会を選択する上では、学習者と学習機会をつなぐ学習情報提供や学習相談が重要となる。庁内の情報を市民の求める学習情報として活用するためには、庁内にある個々の生涯学習情報を総合的に精査し、市民が活用しやすい形態で、効果的に提供していく仕組みづくりが求められる。

（2）社会教育活動団体への支援について、補助金事業については、全庁的に見直しを求められている状況もあり、社会教育関係団体補助に対する庁内での事業評価や最近の活用実績から考えると、これに代わる支援策を考える時期に来ているのではないだろうか。

(3) 公民館、図書館の学習支援について、市内6館の公民館、6館1分室の図書館では、ボランティアも活用して充実した事業を展開している。

(4) 地域生涯学習事業について、地域生涯学習事業は、地域住民や利用団体によって組織された学校施設開放運営協議会などに企画運営を委託し実施されている。市立小学校やその地域の人材等の学習資源を活用して地域住民に学習の機会を提供し、そこでの学習とその成果が地域の人々をつなぎ、地域における住民主体の様々な活動に発展し得る大きな可能性を持った事業である。本来この事業の目指すところは、事業の企画運営に携わる担い手たちが主体性を持って生き生きと活動し、事業の参加者などから地域の人材を発掘してつながりや学びの輪を広げていくことにある。そのためには、行政が関係者、とりわけ事業者を担当する学校施設開放運営協議会に対して、地域生涯学習事業の持つ意義やそのイメージを分かりやすく説明し、伝えていくことが何よりも大切である。

6ページを御覧ください。今後取り組むべき施策の方向、(1) 生涯学習情報の整備～市民一人ひとりの生涯学習を支援する、市民一人ひとりの学習ニーズにきめ細かく対応するためには、学習相談の役割が重要になってくる。生涯学習情報の整備の重要性とその可能性を考えると、社会教育課や公民館、図書館がそれぞれの日常業務をこなしながら取り組むことは困難である。生涯学習情報の整備に向けては、その機能を発揮できる専任の組織と人材が必要である。

(2) 学習活動を支える人的支援 ～学習支援を通して人と人を繋ぐ、補助金以外の団体支援のあり方としては、職員の専門性を生かした相談や情報提供、一定期間ともに活動するなどの人的支援、様々な年代や生活状況にある市民がそれぞれの状況に合わせて使える場の提供、子育てや介護中であっても活動に参加できるような条件整備といった支援策が考えられ、こういった日常的に継続的な支援施策を実現するためには、市民や団体とともに一緒に歩んでくれる専門的な職員の存在が欠かせない。

8ページを御覧ください。(3) 学習成果を生かした活動の促進 ～地域での協働関係を創造する、循環型の地域学習社会の構築は、市民が学び、その成果を生かしながら地域社会とのつながりを持ち、地域の人々の交流と協働によって進められるものである。今後の社会行政においては、社会教育担当部署がそれぞれの専門的立場から、学習成果を地域づくりに生かすことができるような支援体制を構築し、地域にある多用な学びの場を核とした地域づくりの推進に向け、積極的な役割を発揮していくことが必要である。

恐れ入ります、10ページを御覧ください。3、今後の社会教育行政の運営体制について、今後の地域学習社会の構築に向け、社会教育行政には、連携・協働を促進するネットワーク型行政としての機能が求められており、西東京市においても、これまでの行政運営体制を生かしながら、そのために必要な新たな担当部署や担当職の整備が喫緊に求められる。

本提言は、次のとおり組織改正案を提示する。(1) 生涯学習推進に係る「部」「課」の設置、社会教育課、公民館、図書館を統括する「生涯学習部」を設置し、市長部局の生涯学習関連部署及び関係機関との連携体制の充実を図ること。また、現行の社会教育課の役割機能を整備強化し、「生涯学習推進課」にすること。

(2) 生涯学習推進担当の設置と専門職員の配置、生涯学習の理念に基づき、社会教育事

業全体のコーディネート、さらには、庁内全体の取り組みを俯瞰した生涯学習推進施策の立案や調整機能を発揮できるよう、専門的職員を配置した専任組織を設置すること。また、社会教育行政と社会教育施設が連携する仕組みづくりを実現するため、公民館・図書館の6館体制及び社会教育主事及び司書の専門的配置を維持するとともに、新たに公民館職員への公民館主事発令を行い、公民館への専門職配置を行うこと。

(3) 文化財担当課の設置および学芸員の配置、今後の文化財行政の推進に向け、継続的に専門的な事業執行ができるよう、専任の課を設置すること。また、今後の文化財保護・活用の重要性を考え、係員とは別に、正規職員の学芸員を専門職員として配置すること。

11ページは、これを図にしたものでございます。

12ページには、おわりにということでまとめをしてございます。

以上で報告とさせていただきます。

○竹尾委員長 続きまして、(4) 平成26年度成人式実施報告をお願いいたします。

○山本教育部副参与兼社会教育課長 それでは、報告事項(4) 平成26年度成人式実施報告につきまして報告申し上げます。

お手元の報告書を御覧ください。平成27年1月12日に、保谷こもれびホールにおいて2回に分けて開催いたしました。第1回は午前10時から、第2回は正午から式典を開催いたしました。対象者数は2,138人、出席者は1,220人でございました。出席率は57.1%で、西東京市発足以来一番の出席率でございました。参考までに、裏面に平成13年度からの参加者の推移を掲載しております。

報告は以上でございます。

○竹尾委員長 報告が終わりました。一括して質疑を受けます。

○森本委員 まず、どちらの提言もそうなんですけれども、西東京市立学校統合協議会の提言書が出ましたけれども、この提言に基づいて、実際に具体的なことはどういうスケジュールで決めていかれるんでしょうか。

○早川教育企画課長 こちらの提言書は、既に各学校、住吉小学校、それから教育委員会のほうでもこの内容に基づいて、例えば、歴史の保存につきましては、今後メモリアルルームの設置等について、27年度の開設に向けて準備を進めているところでございます。ただ、こちらの提言書の中でいろいろ御意見をいただいておりますけれども、中にはやはり予算を伴うものであるとか、御意見として承りますが、なかなか実現に向けて難しい部分もございます。こういったものにつきまして、一つ一つ取り組みが可能かどうかについて、今後、教育委員会の内部で検討を進めていく予定でございます。

○森本委員 例えば、校名ですとか、校帽をどうするかとか、いわゆる学校としていろいろ変えなければいけなかったりとか費用がかかってきたりするものについては、もう2月に入るわけですので、全部決めていかなければいけない時期に来ているかと思うんですけれども、そのあたりは、具体的にどのような形で決定をして、それをどういう形で各御家庭に周知していかれるんでしょうか。

○早川教育企画課長 校名につきましては、住吉小学校、それから泉小学校の保護者の皆様に、まずこういった提言があったことについては周知を図ったところでございます。その上で、

学校の校名についてはこのままということでございますので、特段の対応を図る予定はございません。

また、校帽につきましては、27年度に住吉小学校に在籍することとなる生徒のために予算の計上のほうをしていこうということで、要求をしているところでございます。また、校帽の選定等につきましては、学校長のほうが選定作業を行ってまいりますので、保護者とともに、どのような校帽を選んでいくのかということについて協議をしていくものと考えております。

- 森本委員 あと、体操服ですとかそういった個人的なもので、学校が変わることによって変わるものがありますが、そういったことについては、住吉小に限らず、保谷小ですとか谷戸二小に行かれる児童についても、何かこちらのほうで支援をするというようなことはあるのでしょうか。
- 早川教育企画課長 泉小学校の閉校に伴う経費、主に体操服になろうかと思っておりますけれども、そこにつきましては、いずれの学校を選んだ方についても市のほうで金銭のほうを準備すると、経費を負担するというところで、全保護者に対して周知をしているところでございます。
- 森本委員 あと、同じように社会教育行政のほうでの運営体制についてなどの提言がありましたけれども、この提言を受けて実際に庁内は変えていこうということになるのでしょうか。
- 山本教育部副参与兼社会教育課長 今回の社会教育行政の運営体制についての提言でございますが、これは先ほどもお話しさせていただきましたように、生涯学習の推進の方策に沿って、現状何が足りないのか、何が課題になっているのかということを中心に検討していただきました。そして、今回出された三つの課や専門職の設置という意見が出たわけでございますが、これに向けては、やはりあるべき姿として社会教育委員の皆さんが考えられているものというふうに理解をしてございます。

したがって、これに向けて私どももできる範疇のものについて、その形に向けて努力をしたいというふうには考えております。ただ、組織の考え方とか、こういったものにつきましては、やはり教育委員会だけではちょっと判断できないところも非常に多くありますので、市長部局とも連携をとりながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

- 高橋委員 今、社会教育行政のことについてお話があったので、ちょっと御質問なんですけれども、生涯学習というのは、たしか、いつでもどこでも誰でも学習していけるというようなことが市の基本計画にあったと思うんですけれども、やはりそれは高齢化社会にも焦点を当てて、高齢者の方でも、いつでもどこでも学習をしていけるというような考え方であると思っております。
- 山本教育部副参与兼社会教育課長 そのとおりでございます。生涯学習の範疇は非常に広いものでございますので、幼児から御高齢の方までという範疇でよろしいかと思います。
- 高橋委員 とても広い範疇なので、具体的にどういったことをなさっているかというのは、私もちょっと不勉強でわからないんですけれども、学習機会を与えてくれるところに高齢者の方が通って行ける場合というのが主だと思うんですが、例えば通ってこられない方とか、デイサービスに行かれている高齢者の方に、生涯学習担当の方がデイサービスに行かれて、そこで学習機会を与えて差し上げたりとか、そういったような具体的な方策というのは考え

られているのでしょうか。

- 山本教育部副参与兼社会教育課長 先ほどもお話ししましたように、生涯学習は非常に幅が広いというふうに理解しております、社会教育課が所掌事務として生涯学習について持っておりますが、市長部局でも、高齢者を担当する部署であったり、福祉を担当する部署、それから子どもを担当する部署、さまざまな部署でいろいろな事業を実施しております。ですから、これらを広くトータル的に、ある意味コーディネートするのが社会教育課の役目というふうに理解をしております。
- 宮田委員 社会教育に関しては大変いいことが書いてあるんですけども、実際問題として、いろいろな部やなんかを新設するような提言が書いてありますね。結局何人ぐらい増えることになるのでしょうか、いろいろな中で。例えば、人間だけで考えても。
- 山本教育部副参与兼社会教育課長 実は、定数については今回特に踏み込んだ検討がされておられません。組織としてこういった組織が必要だということの案というふうに理解をしております。
- 宮田委員 だけど、実際問題として、こういうことを実行していくためには人的資源とか何かイメージがないとできないですよ。だから、そういうイメージがなくて、こういうことをやるべきだと、こういう部をつくるべきだと、そういうことだけを言っていると、そういう理解ですか。
- 山本教育部副参与兼社会教育課長 先ほどちょっと御紹介させていただきましたように、やはり人にかかわる部分につきましては、教育委員会だけではなかなか判断ができないというのは、これは社会教育委員の会議でも十分理解されて、議論されてございます。
したがって、この辺については、今後、市長部局と十分な調整が必要だろうというふうに考えております。
- 宮田委員 だから、決定はできないけれども、こんなイメージというのがないと、現実問題どうしていいか市長部局でもなかなかわかりにくいのではないかと思います。これだけやるにはこのぐらいの人数で、このぐらいの予算がつくんですよというようなイメージを明確にしないと。だから、それをすぐにやれという話ではないとは思いますが、そういうイメージがあって、具体的に何から手をつけていくかということをやっていかないと、何かこの報告書を書いて、そのままで終わりということになってしまうことを恐れているとか、せっかく書いていただいた先生方に申し訳ないということがあるんじゃないかと思うんですけども。いかがでしょうか。
- 山本教育部副参与兼社会教育課長 これは繰り返しで大変恐縮でございますが、人数については、今回特に検討の中でされてございません。ただ、考え方として、こういったものを設置していくことによって、西東京市の今後の社会教育行政の運営体制というものは整備されてくるというような考え方で、今回、提言がまとめられたというふうに理解をしております。
- 竹尾委員長 これは提言だから、提言を社会教育課としてどう捉えて、それを実現するにはどういう組織がいて、人間がいて、予算が要るんだということの検討をしないと、絵に描いた餅になってしまうから、一遍に実現するということはないとは思いますが、そういう検討を社会教育課の中で十分に議論して、これをいただきました、ではしょうがないですから、

そういう努力をしていただきたいと思います。

- 米森委員 あわせて、やっぱり教育委員会から出ているかもしれませんが、中身は広範囲にわたるということですから、教育委員会だけに返すのが趣旨とは思いますが、ほかのところにってもらうということであれば、こういう提言がありましたと、各部署、ほかの部署も知ってもらうようなことをされたほうが、委員会だけで扱うよりはいいような気がします。中身からしても、そういったこともお考えいただければと思います。
 - 山本教育部副参与兼社会教育課長 今回の御提言につきましてはそのように考えておりますので、市長部局のほうと連携をとって今後対応していきたいと思います。
 - 高橋委員 中学校の生徒数・学級数状況についてなんですけれども、柳沢中学校が大変小規模ということで、各学年３クラスずつの９学級ということで、この間も教育委員会訪問で伺いましたが、大変まとまりがとれていて、とてもいい中学校だとは思いますが、やはり学校としては生徒数をもう少し増やしたいとお考えになっていらっしゃるようで、今、柳沢中学に入る、小学校としては保谷第二小学校と東伏見小学校が主だそうなんです、東伏見小学校の生徒がどんどん保谷中に流れていってしまっていて、以前は半々ぐらいだったのが本当に数名しか東伏見の生徒が来なくなってしまったということと、あと、とても近いのに柳沢小の子どもたちがみんな田無四中に行ってしまうので、何とか柳沢小学校の子どもたちに来てもらうようにできないかというようなことをおっしゃっていたんですが、子どもたちを呼び込むというようなことに関しては、やはり学校任せであって、教育委員会からは何もできないんですか。その辺は偏らないように、どこかの中学に人数が多く行かないで適正な人数にするために何かできることはないのかなと思ったんですが。
 - 竹尾委員長 この間、校長先生も、違う制服を来た子がうちの学校の前を歩いて四中へ行くというようなことを言っていました。
 - 高橋委員 それは、やっぱり大きなお世話になってしまうんだろーとは思いますが、指定校というか、自分で学校を選ぶ学校選択制度があるから仕方がないんですけれども、やっぱり学校に頑張ってもらえないということですか。
 - 早川教育企画課長 児童生徒数の適正化の手法として幾つかあるかと思いますが、そのうちの一つが、やはり通学区域の見直しということが手法の一つとしてはあります。ただ、通学区域が比較的地域の皆様にとって、歴史的にもそういった地域としてのまとまりの一役を担っていることを考えると、その通学区域の見直しは抑制的であるべきかなというところ、そういう側面があるかなと思っております。ただし、泉小学校のように児童生徒への学習環境等に照らして、必要であれば行っていく必要があるかなというふうには考えておりますので、今後も児童生徒の将来的な推移を丁寧に分析していきながら、その必要性は検討していきたいというふうには思っております。
- また、あとは西東京市は学校選択制度を導入しておりますので、その中で各学校が自らの学校の特色を十分にアピールできるチャンスでございますので、その取組にも教育委員会としては期待していきたいというふうに考えております。
- 竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。
- 以上で日程第９ 報告事項を終わりといたします。

○竹尾委員長 日程第10 その他、を議題といたします。教育委員会全般について質疑をお受けいたしたいと思います。――質疑を終結します。

以上で日程第10 その他を終わりといたします。

○竹尾委員長 次に、日程第7 議案第6号 西東京市公立学校職員の処分の内申については、個人情報に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午 後 4 時 14 分 休 憩

午 後 4 時 30 分 再 開

○竹尾委員長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

以上をもちまして平成27年西東京市教育委員会第1回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 4 時 30 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員